

地方空港におけるインバウンド拡大に向けた取組

「観光ビジョン」(平成28年3月)の新目標

安倍内閣3年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

- | | | |
|---|---------|------------|
| | (2012年) | (2015年) |
| ・ 訪日外国人旅行者数 は、 2倍増 の 約2000万人 に | 836万人 | ⇒ 1974万人 |
| ・ 訪日外国人旅行消費額 は、 3倍増 の 約3.5兆円 に | 1兆846億円 | ⇒ 3兆4771億円 |

新たな目標への挑戦!

訪日外国人旅行者数

2020年:	4,000万人 (2015年の約2倍)	2030年:	6,000万人 (2015年の約3倍)
--------	-------------------------------	--------	-------------------------------

訪日外国人旅行消費額

2020年:	8兆円 (2015年の2倍超)	2030年:	15兆円 (2015年の4倍超)
--------	---------------------------	--------	----------------------------

地方部での外国人延べ宿泊者数

2020年:	7,000万人泊 (2015年の3倍弱)	2030年:	1億3,000万人泊 (2015年の5倍超)
--------	--------------------------------	--------	----------------------------------

外国人リピーター数

2020年:	2,400万人 (2015年の約2倍)	2030年:	3,600万人 (2015年の約3倍)
--------	-------------------------------	--------	-------------------------------

日本人国内旅行消費額

2020年:	21兆円 (最近5年間の平均から約5%増)	2030年:	22兆円 (最近5年間の平均から約10%増)
--------	---------------------------------	--------	----------------------------------

「観光ビジョン」における記述(航空関係)

「明日の日本を支える観光ビジョン ―世界が訪れたいくなる日本へ―」

(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)(抄)

視点3.すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

最先端技術を活用した 革新的な出入国審査等の実現

(中略)

- 出発時の航空保安検査に係る旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、以下の取組を実施。
- ・ 欧米等で導入が進んでいる先進的な保安検査機器(ボディスキャナー)を導入
(2016年度に成田・羽田・関西・中部に導入し、2020年度までに主要空港へ順次拡大)

「地方創生回廊」の完備

- 新幹線、高速道路などの高速交通網を活用した「地方創生回廊」の完備に向け、以下の取組を実施。
- (中略)
- ・ 新幹線開業、コンセクション空港の運営開始、交通結節点の機能高度化等と連動し、観光地へのアクセス交通の充実等により、地方への人の流れを創出
- (後略)

地方空港のゲートウェイ機能強化と LCC 就航促進

- 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC 就航促進に向け、以下の取組を実施。
- ・ 複数空港の一体運営(コンセクション等)の推進(特に北海道)
- ・ 地方空港の着陸料軽減を実施
- ・ 首都圏空港の容量拡大(羽田空港の飛行経路の見直し等)
- ・ 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善
- ・ 地方空港のLCC・チャーター便の受入促進(グラハン要員の機動的配置を可能にする基準の柔軟化、CIQ機能の強化、地方空港チャーター便の規制緩和、操縦士・整備士の養成・確保等)
- ・ コンセクション空港等における到着時免税店制度の研究・検討
- ・ 新規誘致に係るJNTO の協働プロモーション支援

- 「観光ビジョン」(平成28年3月)において、インバウンド数を2020年に4,000万人(2015年の約2倍)、6,000万人(2015年の約3倍)とする目標が設定された。この中で、**インバウンドの地方誘客が最重要課題の一つとされ、地方への人の流れの創出**に向けた航空ネットワークの拡大が求められている。
地方部(三大都市圏以外)での外国人宿泊者数：
2020年：7000万人泊(2015年の約3倍)、2030年：1.3億人泊(2015年の約5倍)

【国内線】

ゲートウェイから地方へ「地方創生回廊」

「日本再興戦略2016」(平成28年6月閣議決定)抄

②高速交通網の活用による『地方創生回廊』の完備

ゲートウェイから地方、地方と地方を結ぶ低廉かつ持続可能な航空網を構築する。

第百九十回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)抄

「大阪や東京が大きなハブとなって、北から南まで、地方と地方をつないでいく。『地方創生回廊』を作り上げ、全国を一つの経済圏に統合することで、地方に成長のチャンスをつみ出してまいります。」

「地方創生回廊」完備に向けた支援

- 航空機燃料税の軽減措置の延長
(本則26,000円/kl→18,000円/kl、平成29年度から3年間)
- 国内線着陸料の見直し

国内線にかかる運航コストの低減を通じ、航空各社による、訪日客の地方誘導に向けた積極的取組を促進

【国際線】

地方空港へのLCC等の就航促進

「日本再興戦略2016」(平成28年6月閣議決定)抄

③地方空港等のゲートウェイ機能強化

地方空港への国際線就航を促進し、「地方イン、地方アウト」の流れをつくるため、地域が実施する国際線誘致等の取組と協調して、地方空港の国際線の着陸料を軽減する。

第百九十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成29年1月20日)抄

「全国の地方空港で、国際定期便の就航を支援するため、着陸料の割引、入国管理等のインフラ整備を行います。」

「地方空港におけるLCC等の国際線就航加速パッケージ」

「訪日誘客支援空港」に対し、

- 地方空港の国際線着陸料の軽減／補助、新規就航経費支援
- 航空旅客の受入環境高度化、CIQ施設整備への補助
- 関係部局・省庁との連携

関連する施策を総合的に推進し、地域の誘客策と協調しながら、**地方空港のゲートウェイ機能を強化**

国内線着陸料の見直し

国内航空路線に係る着陸料軽減（国内ネットワーク割引）

		羽田空港の着陸料	福岡、新千歳の着陸料	その他の国管理・共用空港の着陸料
出発空港	羽田、伊丹、福岡、新千歳	本則	本則	
	関空、広島、高松、松山、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	本則の3/4→本則の2/3	本則の1/2 〔関西、成田、中部発〕 →本則の1/3	本則の1/2 〔関西、成田、中部発〕 →本則の1/3
	釧路、函館、高知、米子（美保）、岩国、徳島、小松	本則の1/2→本則の2/5		
	旭川、帯広、女満別、秋田、山口宇部、青森、庄内、富山、神戸、鳥取、出雲、岡山、佐賀	本則の2/5→本則の1/5		
	稚内、紋別、中標津、丘珠、三沢、大館能代、山形、能登、南紀白浜、石見、その他	本則の1/5→本則の1/6		

※最大離陸重量50t以下の小型機材に係る着陸料については、更に9/10に軽減

※沖縄発着路線、離島発着路線に係る着陸料については、本則の1/6に軽減（ターボジェット機の場合）

※赤字が平成29年度の着陸料見直し内容。なお、今後、関係者との調整により、変更の可能性がある。

- 地方空港へのLCC等の国際線の就航を強力に推進するため、高いレベルの誘客・就航促進の取組を行う地方空港を「訪日誘客支援空港」と認定した上で、国管理、地方管理空港等における着陸料の割引／補助、グランドハンドリング経費等の支援を行い、新規就航・増便を促進します。
- また、増大する航空旅客を受け入れる際のボトルネック解消のため、CIQ施設の整備やボーディングブリッジの設置等への支援により受入環境の高度化を図ります。

「訪日誘客支援空港」の認定

※羽田、福岡、新千歳を除く国管理、地方管理、コンセッション空港が申請対象

地域による2020年までの誘客・就航促進計画： ①目標、②取組（セールス、海外PR、受入環境整備等）、③体制 等

新規就航・増便の支援

①国管理空港の国際線着陸料割引
[割引率 1/2以上・3年間]

②新規就航等経費支援

- ・チケットカウンター設置・使用料等
- ・グラハン、デアイシング経費等

[1/3補助・3年間]

③コンセッション/地方管理空港の
国際線着陸料補助

[着陸料本則の1/3補助・3年間]

⇒認定空港にて実施

⇒支援は新規就航・増便のみ対象

⇒地域の同規模・同期間支援と協調

空港受入環境の整備等

①航空旅客の受入環境高度化

- ・空港ビル会社等による出入国容量拡大等に資する施設の整備（待合スペース、バゲージハンドリングシステム、ボーディングブリッジ、ランプバス、交通アクセス施設等）

[1/3補助]

⇒認定空港を優先的取扱

②CIQ施設の整備

- ・空港ビル会社等によるCIQ施設の整備

[1/2補助]

⇒認定空港にて実施

関係部局・省庁との連携

①訪日外国人の受入対応

【観光庁】

- ・WIFI環境整備、多言語化、移動円滑化の経費 [1/3補助]

②海外PR等支援

【観光庁】

- ・JNTO(日本政府観光局)による
- ・エアポートセールス相談
- ・専門商談会等への優先案内
- ・海外におけるPR支援

③CIQ体制の充実

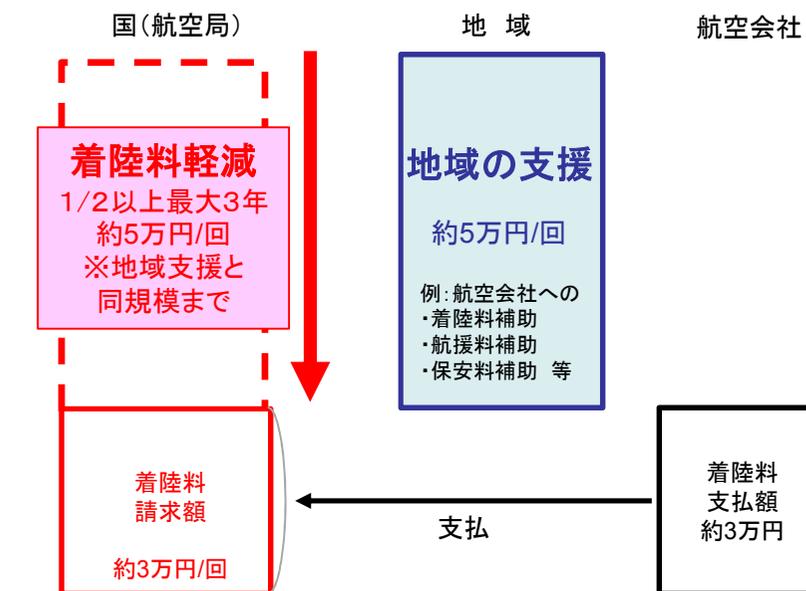
【法務省等】

- ・CIQ関係省庁の物的・人的体制整備との協調

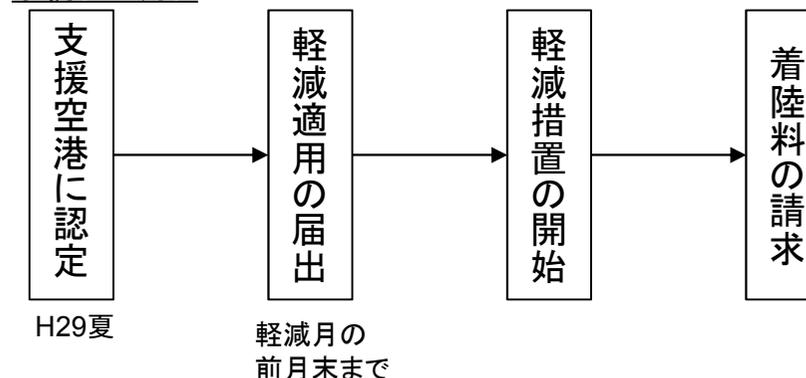
支援メニュー①：国管理空港等の国際線着陸料割引(概要)

- 対象空港
 - ・支援空港に認定された国管理・共用空港
- 補助対象者
 - ・新規就航・増便に係る航空会社
- 対象便・対象経費
 - ・平成29年夏ダイヤ以降に新規就航・増便した便の着陸料(支援空港認定後の便に限る。)
- 軽減規模・期間
 - ・着陸料の1/2以上、新規就航・増便後最大3年間
 - ※ただし、地域が行う経済的支援(他の補助金等の交付にあたり求められる支援分を除く。)の支援規模・支援期間以内
- 軽減額上限(予定)
 - ・なし
 - ※ただし、コンセッション表明空港以外は3年間で4,500万円(A320がデイリー運航した場合の1/2×3年間の軽減額)
- 申請者・×切
 - ・認定空港の応募者、航空会社の連名
 - ・申請×切は、軽減を実施する月の前月末日

着陸料軽減の例



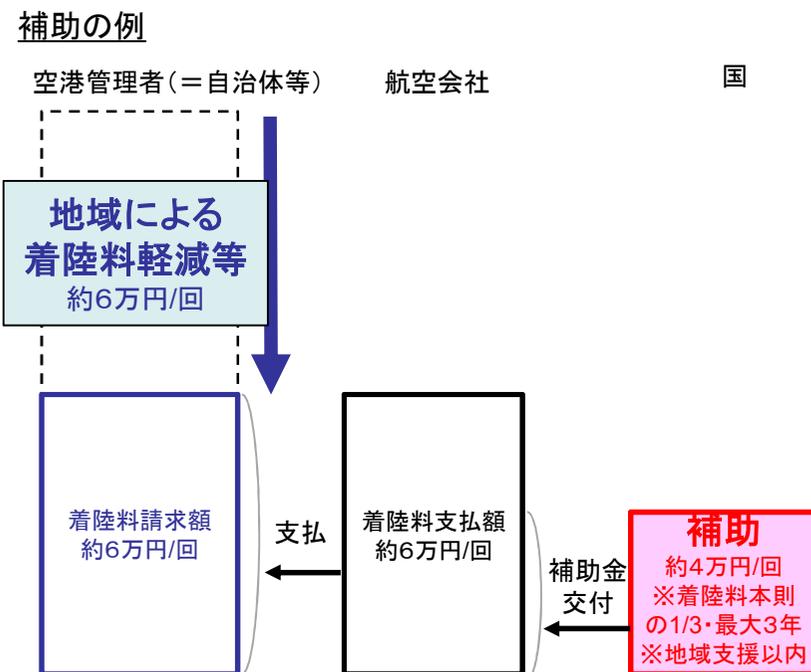
手続きの流れ



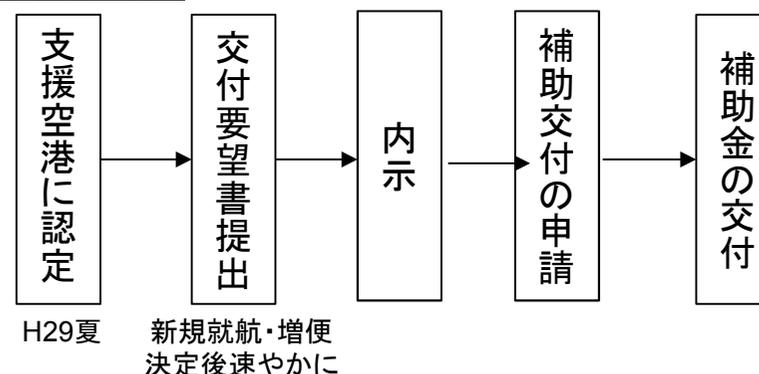
問い合わせ窓口
国土交通省航空局 航空戦略課
電話 03-5253-8695

支援メニュー②: 地方管理空港等の国際線着陸料補助(概要)

- 対象空港
 - ・ 支援空港に認定された地方管理・コンセッション空港
- 補助対象者
 - ・ 新規就航・増便に係る航空会社
- 対象便・対象経費
 - ・ 平成29年夏ダイヤ以降に新規就航・増便した便の着陸料(支援空港認定後の便に限る。)
- 補助額・期間
 - ・ 支援空港の国際線着陸料本則の1/3、新規就航・増便後最大3年間
 - ※地域が行う着陸料割引等の支援規模・支援期間以内
 - ※着陸料割引等の支援が本則の1/3に満たない場合は補助金を交付しない
 - ※平成30年度以降の支援は、予算成立が前提
- 補助額上限
 - ・ 着陸料から地域支援を除いた額
- 申請者・〆切等
 - ・ 航空会社(認定空港の応募者の確認が必要)
 - ・ 申請〆切は、毎年度2月末(ただし、事前に交付要望書の提出が必要)
 - ※なお、複数年(最大3年間)にわたり補助を受ける場合は、毎年度手続が必要



手続きの流れ

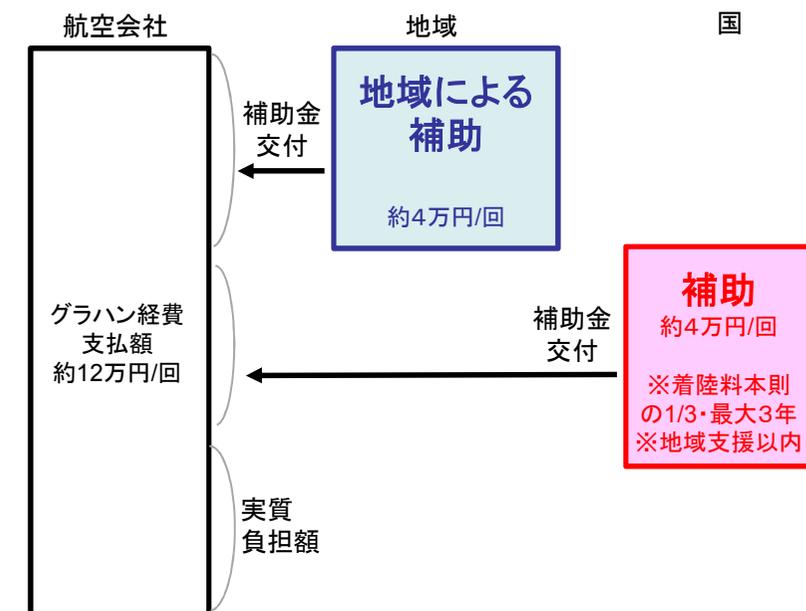


問い合わせ窓口
国土交通省航空局 航空戦略課
電話 03-5253-8695

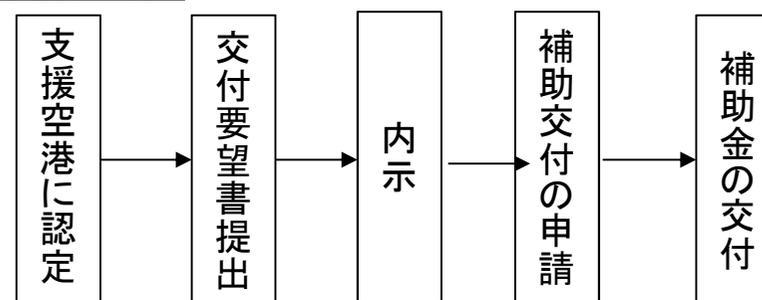
支援メニュー③：国際線新規就航等にかかる経費補助

- 対象空港
 - ・支援空港に認定された空港
- 補助対象者
 - ・新規就航・増便に係る航空会社
- 対象便・経費
 - ・平成29年夏ダイヤ以降に新規就航・増便した便の新規就航等に必要となる以下の経費
事務所、チェックイン機、チェックインカウンター等の設置・使用料、グランドハンドリング経費、デアイシング経費 等
- 補助額・期間
 - ・必要経費の1/3、新規就航・増便後最大3年間
 - ※地域が行う必要経費に対する支援規模・期間以内
 - ※支援が必要経費の1/3に満たない場合は補助金を交付しない
 - ※平成30年度以降の支援は、予算成立が前提
- 補助額上限
 - ・新規就航等に必要な経費から地域支援を除いた額
- 申請者・〆切等
 - ・航空会社(認定空港の応募者の確認が必要)
 - ・〆切は、毎年度2月末(ただし、事前に交付要望書の提出が必要)
 - ※なお、複数年(最大3年間)にわたり補助を受ける場合は、毎年度手続が必要

補助の例



手続きの流れ



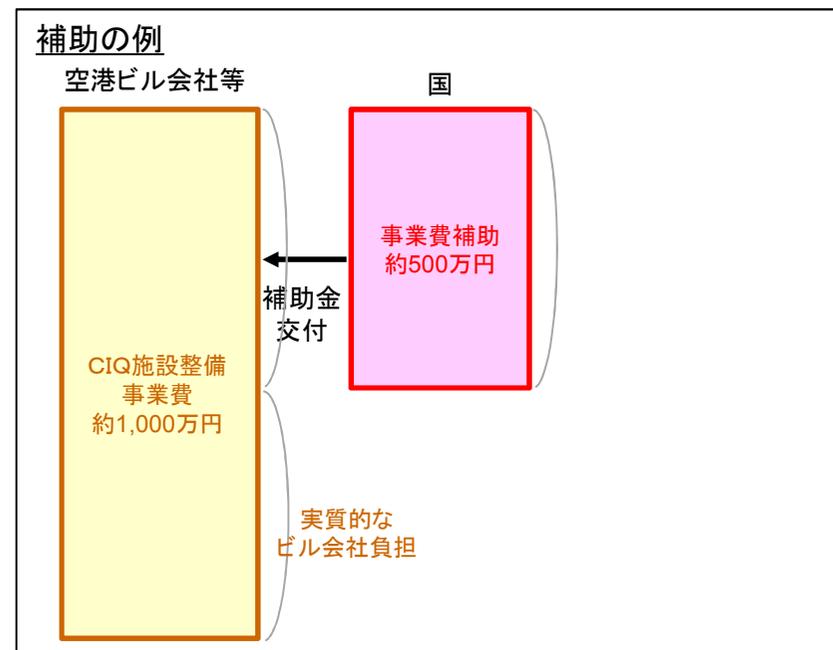
H29夏

新規就航・増便
決定後速やかに

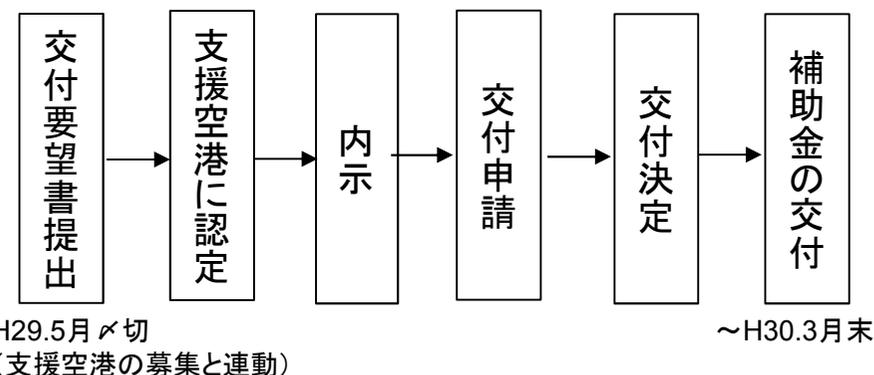
問い合わせ窓口
国土交通省航空局
航空戦略課：電話 03-5253-8695
航空ネットワーク企画課：電話 03-5253-8715

支援メニュー⑤:CIQ施設の整備

- 対象空港
 - ・支援空港に認定された空港
- 補助対象者
 - ・空港ビル会社・運営権者・地方自治体
- 対象事業費
 - ・CIQ(税関、出入国審査、検疫)施設の整備
(支援空港の認定後に契約する事業に限る。)
- 補助率
 - ・事業費の1/2
- 申請者・〆切
 - ・空港ビル会社等の事業実施者
 - ・交付申請は、事業開始前まで



補助実施の流れ



問い合わせ窓口

国土交通省航空局 航空ネットワーク部 空港施設課
電話: 03-5253-8717

エアポートセールス相談

支援空港に設置された協議会等からJNTOが相談を受け、情報提供を実施。

- (JNTO海外事務所)
- 東アジア
 - ・ソウル ・北京 ・上海 ・香港
 - 東南アジア
 - ・バンコク ・シンガポール ・ジャカルタ
 - 欧米豪
 - ・シドニー ・ニューヨーク
 - ・ロサンゼルス ・トロント ・パリ
 - ・ロンドン ・フランクフルト ・モスクワ
- 計15か所
※クアラルンプール、マニラ、ハノイ、デリー、ローマ、マドリードに新事務所を開設準備中。



専門商談会等への優先案内

各国の主要な航空会社、空港等が一堂に会する商談会「World Routes」や「Routes Asia」等にJNTOが参加する際、支援空港の協議会等に対して優先して案内。

- (今後の予定)
- Routes Asia 2017 (沖縄)
開催期間：平成29年3月18～21日
 - World Routes 2017 (バルセロナ)
開催期間：平成29年9月23～26日
 - Routes Asia 2018(ブリスベン)
開催期間：平成30年3月



World Routes 2016
会場の様子

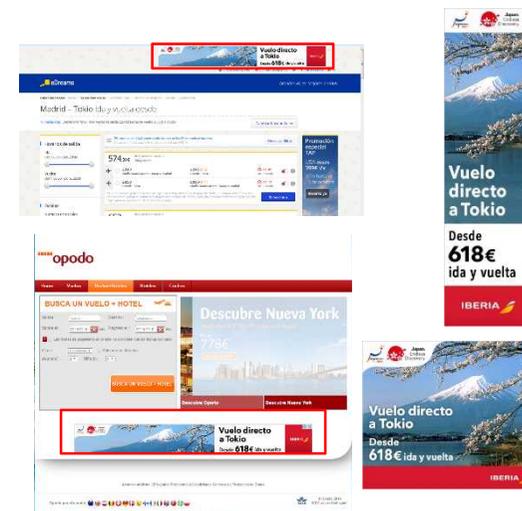


World Routes 2016
商談の様子

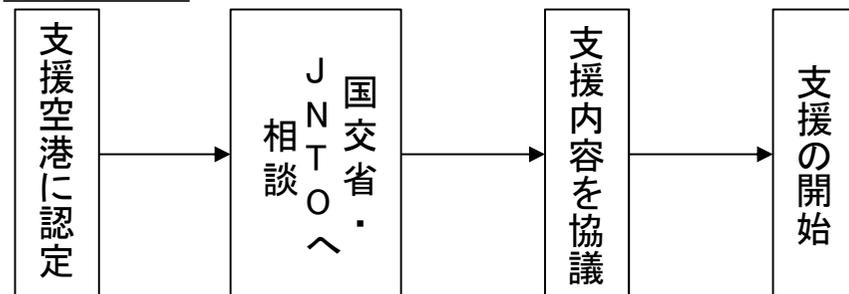
海外におけるPR支援

支援空港への新規就航・増便の際、航空会社や旅行会社との共同広告を実施する等、海外におけるPR活動を支援。

- (平成28年度事例)
- イベリア航空との共同広告
平成28年10月にイベリア航空がマドリード＝成田便を新規就航するのに合わせ、共同広告を実施し、訪日航空券の販売を促進。



手続きの流れ



H29夏

適宜

問い合わせ窓口
 航空局航空戦略課：電話 03-5253-8695
 観光庁国際観光課：電話 03-5253-8324
 JNTO海外プロモーション部市場横断グループ：
 電話 03-6691-3892

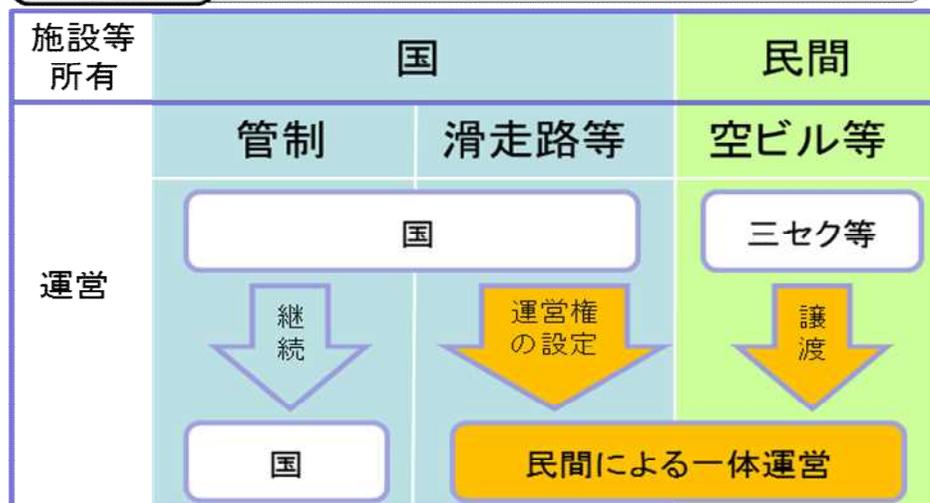
空港経営改革の概要

国管理空港等

民活空港運営法に基づき民間による一体経営を実現し、着陸料等の柔軟な設定等を通じた航空ネットワークの充実、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る。

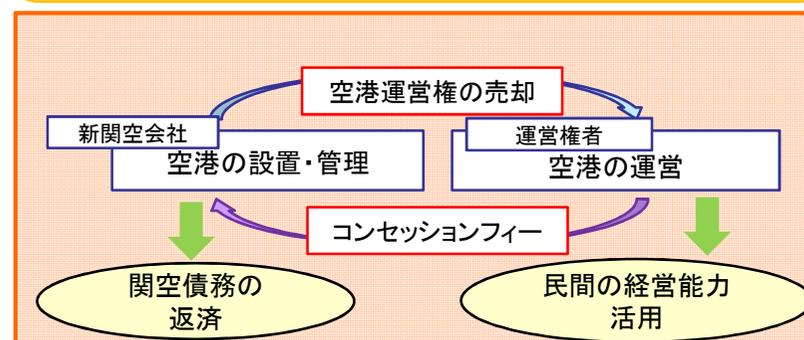
民間委託手法

国が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営



関西国際空港・伊丹空港

経営統合法に基づきコンセッションを実施することで、関空債務の早期・確実な返済を行い、関空の国際拠点空港としての再生・強化、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。



関西国際空港・伊丹空港：

H27.12.15に「オリックス、ヴァンシ・エアポート コンソーシアム」が設立した新会社と契約締結し、H28.4から運営委託開始済み。

※ヴァンシ・エアポート社：ゼネコンで売上高世界第5位(仏第1位)を誇るヴァンシ・グループの一員。

《各地の動き》

◎国管理空港

仙台：H27.12.1に東急・前田建設・豊田通商グループが設立した新会社と契約締結し、H28.7から運営委託開始済み。

高松：H30年度からの運営委託に向けて、H28.9より公募選定手続きを開始。

福岡：H31年度からの運営委託に向けて、手続(民間の投資意向調査)を開始(H28.7～)。

北海道内：複数空港の一体的な運営について検討中。

広島：広島県知事が運営委託推進の方針を表明。(H28.10)

熊本：熊本県知事が運営委託推進の方針を表明。(H28.12)

◎地方管理空港

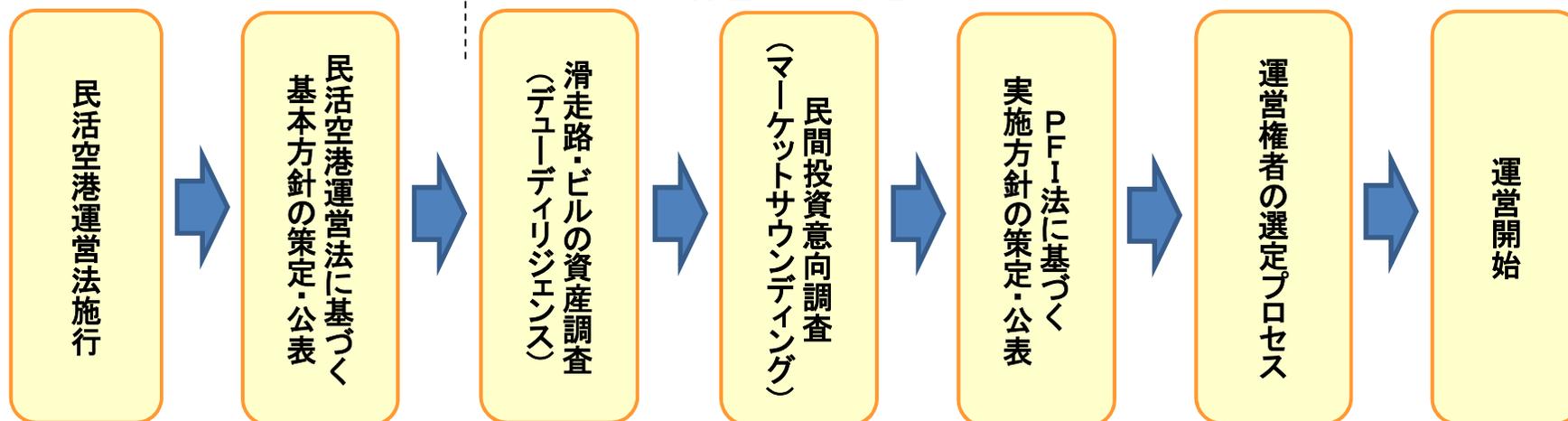
神戸：H30年度からの運営委託に向けて、H28.10より公募選定手続きを開始。

静岡等において検討中。

空港運営の民間委託に関する検討状況

【全体スケジュール(予定)】

→ 個別空港ごとの取組



仙台空港	H25	H25.11～	H26.4	H26.6～	H28.7～
高松空港	～H26	H27.10～	H28.7	H28.9～	H30.4～
福岡空港	～H27	H28.7～	H29.3	H29.5～	H31.4～
北海道内の空港	H28.7～	H29	H29	H30	H32～

※熊本空港(国管理空港)においては、熊本県知事が民間委託の手法を活用し、再建推進の方針を表明(H28.12)

※広島空港(国管理空港)においては、広島県知事が運営委託推進の方針を表明(H28.10)

※関西・伊丹空港(H28.4)、但馬空港(H27.1)では、運営の民間委託を開始

※神戸空港、静岡空港(地方管理空港)においても、手続き中

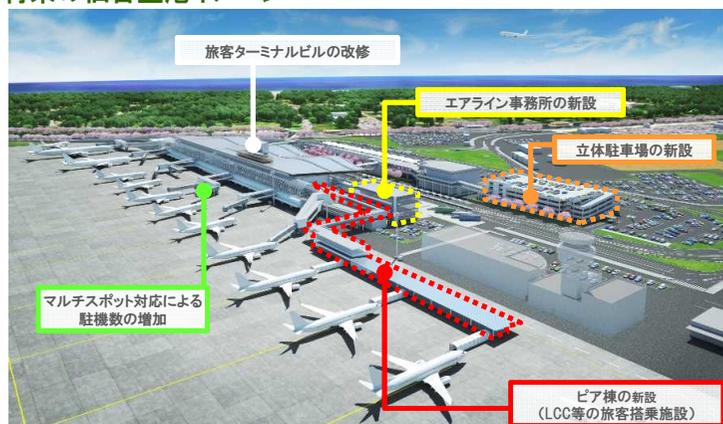
仙台空港における空港運営の民間委託の推進

- ▶ 仙台空港は、国管理空港の運営委託の第1号案件。地元・宮城県は“震災復興の起爆剤”と位置づけ、早くから検討を進めてきた経緯。
- ▶ 平成28年7月1日より、東急・前田建設・豊田通商グループが設立する新会社による運営開始。仙台空港のコンセッションを通じて、東北全体の活性化や震災復興に貢献することが狙い。

仙台空港の将来計画

○将来の仙台空港イメージ

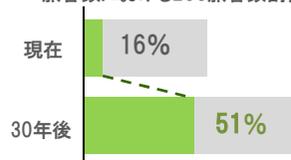
出典：東急前田豊通グループ提案概要



○旅客数の目標値

	現在	5年後 (2020年度)	30年後 (2044年度)
旅客	324万人	410万人	550万人
国内	307万人	362万人	435万人
国際	17万人	48万人	115万人
貨物	0.6万t	1万t	2.5万t

旅客数におけるLCC旅客数割合



実現のために必要な対応

旅客数の増加に対する施設機能増強
LCC等が新規に就航しやすい施設の利用料金設定

民間委託を通じた路線拡充の兆し

アジアナ航空ソウル線の増便

◇仙台～ソウル便を増便 2016年6月28日～
週4便→週7便

タイガーエア(国際線LCC)新規就航

◇仙台～台北便を新設 2016年6月29日～
◇仙台空港として初めての国際線LCC

エバー航空台北線の増便

◇仙台～台北便を増便 2016年10月12日～
週2便→週4便

スカイマーク神戸線の就航

◇仙台～神戸便を再開 2017年7月1日～
1日2往復

Peach(LCC) 仙台空港拠点化計画

◇2017年夏までに仙台空港を拠点化し、機材の夜間駐機や、国内線・国際線の複数路線の運航を行う予定

空港アクセスの拡充

鉄道

◇仙台空港～仙台
3往復増便
2017年3月4日～

バス

◇会津若松と直結する高速バス路線開設
1日3往復 2016年11月14日～
◇安比高原(盛岡駅経由)シャトルバス
冬期運行 2016年12月～2017年3月
◇松島・平泉を直結するバス路線開設
奥松島・平泉 1日2往復 2017年1月25日～
◇酒田・鶴岡方面を直結する高速バス路線開設
1日2往復 2017年4月1日～
◇山形駅を直結するバス路線開設(申請中)
1日4往復 2017年4月21日～

仙台空港の運営権者の事業環境の整備

○ 仙台空港の運営権者が、民間の創意工夫を十分に発揮することができるよう、国としても規制の合理化など、支援を行っているところ。

例：国内線の保安区域内（エアサイド）への非航空旅客（見送り客等）の入場

- ・商業施設を保安区域内に集約配置した上で、利用客が出発間際まで快適にすごせるようにすることが目的
- ・国内の空港での導入事例はなし

→ セキュリティの確保を図りつつ、運営権者（仙台国際空港（株））からの提案の実現に向けて、同社とも連携して実務的な打合せを重ねているところ。



現在の仙台空港 出発ラウンジ(エアサイド)



将来の仙台空港 出発ラウンジ(エアサイド)

仙台国際空港(株)資料より引用

(関税・内国消費税)

入国旅客の利便を向上させるための施策として、入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物を現行の携帯品免税制度の対象へ追加する。

施策の背景

・従来、外国で購入していた免税品について、到着時免税店において購入できるよう措置することにより、入国旅客の利便の向上を図る。

- 「明日の日本を支える観光ビジョン-世界が訪れたい日本へ-」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)(抄)
 - ・コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討
- 「観光ビジョン実現プログラム2016-世界が訪れたい日本を目指して-」(観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016)(平成28年5月13日観光立国推進閣僚会議)(抄)
 - ・コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討を行う。【新規】
- 「日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-」(平成28年6月2日閣議決定)(抄)
 - ・到着時免税店制度について研究検討を行う。

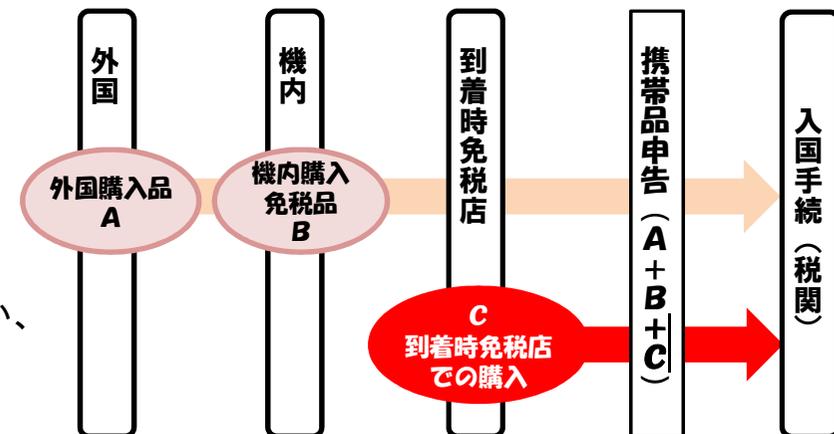
要望の結果

【関税・内国消費税】

入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物について、携帯品免税制度(※)の対象として関税・内国消費税を免除する。

※旅客が海外で購入した物品を携帯して入国する際に、関税・内国消費税を一定の範囲で免税する制度。(酒類3本、外国製たばこ1カートン、国産たばこ1カートン等のほか、合計額20万円まで(1万円以下のものは20万円の枠外で免税))

入国旅客の免税品購入の流れ (イメージ)



グラハン体制強化のための空港運用基準の見直し

背景

明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月)(新たな目標 訪日外国人旅行者数 2020年:4000万人 2030年:6000万人等)

- ▶ 地方空港のグラハン業務は、定期便に対応できる最小の要員体制で実施されており、LCC・チャーター便の就航への対応が困難
- ▶ グラハン要員の複数の空港間での機動的配置(広域的な支援体制の確保)が必要



グラハン業務の生産体制向上、グラハン要員の円滑・効率的な機動的配置を支援するため安全確保を前提として現行の基準を見直す

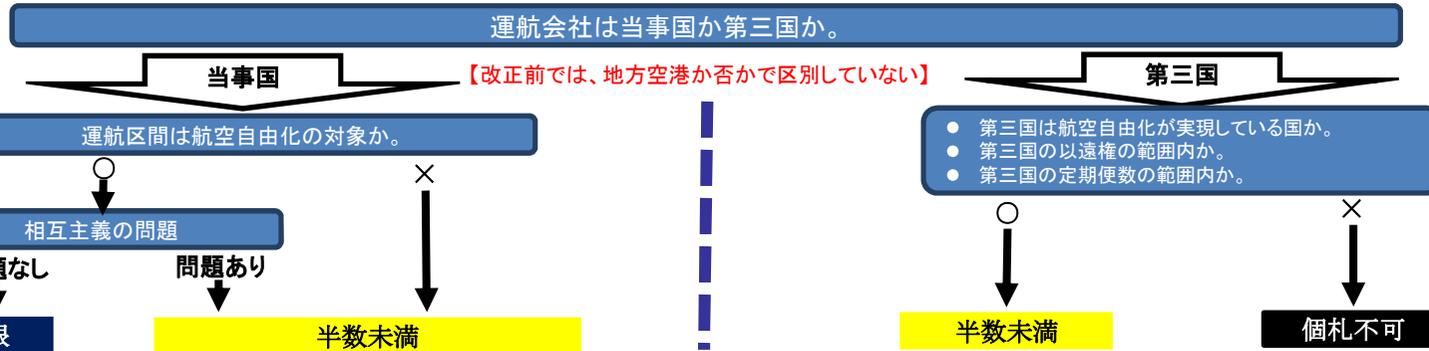
方向性

- 車両運転許可取得に係る講習・試験の見直し
 空港の車両運転許可を有している者が、一時的に他の地方空港のグラハン業務の支援を行う場合、車両運転許可の条件としている空港管理者による講習及び試験を免除可能とする。
 (平成28年8月基準改正済み)
- 【今後の取り組み】
- 車両運転資格要件の見直し
 GSE車両の運転資格要件(大型免許、中型免許、牽引免許、大型特殊等)
 ※旅客輸送バス等に係る二種免許は要件としないこととして平成28年12月通達済み
- 未登録自走車両の整備要件の見直し
 半年毎に課している「道路運送車両の保安基準」に準じた検査間隔の延長等
- 立入承認証(ランプパス)の改善
 グラハン要員の機動的配置を可能とする更なる見直し

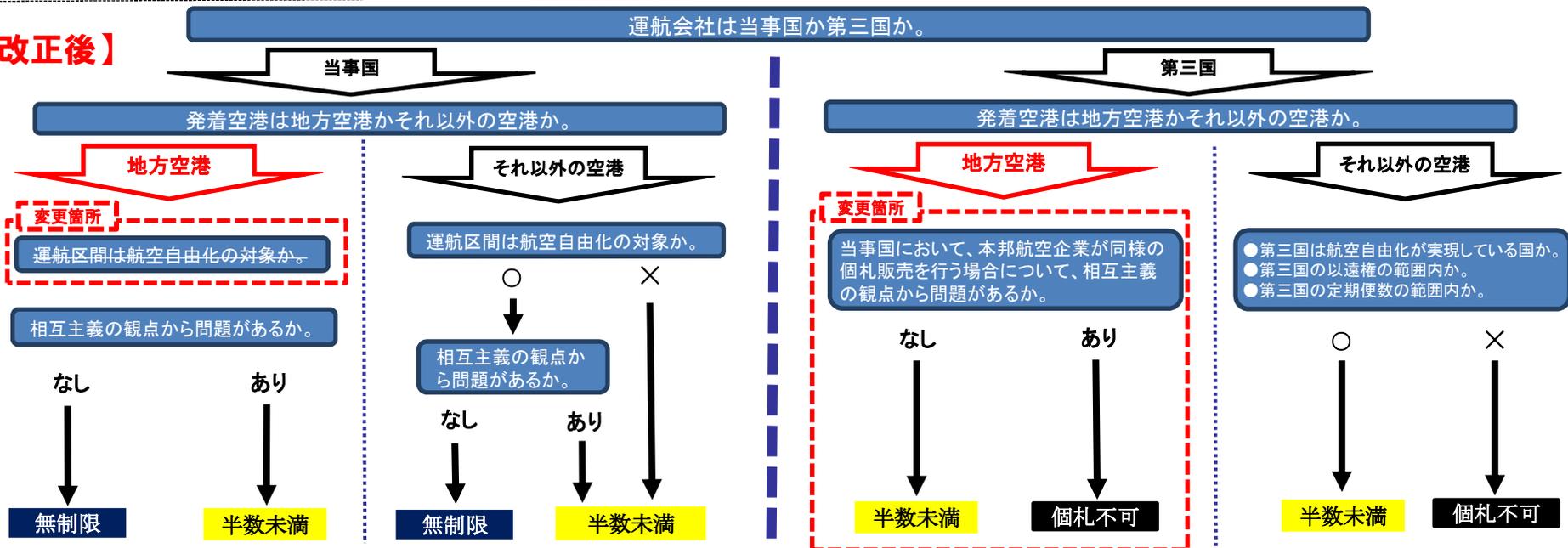


- 当事国会社が運航する場合は、運航区間は航空自由化の対象か否かの条件を撤廃し、相互主義の観点から問題なければ、個札販売の制限を撤廃した。
- 第三国会社が運航する場合は、以遠権制限等を撤廃し、相互主義の観点から問題なければ、半数未満に限り個札販売を認めることとした。

【改正前】



【改正後】



※1 主要観光地が多く存在する首都圏、近畿圏の主要空港(羽田、成田、関空)を除いた空港を地方空港とする。

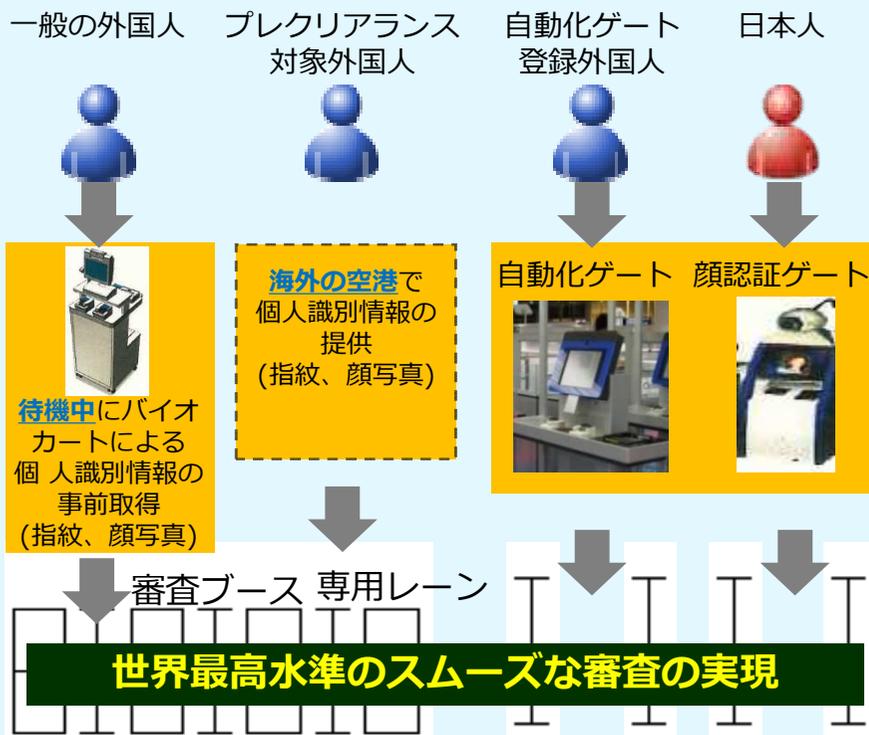
※2 平成28年4月14日付で「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」を改正。

世界最高水準の技術活用等により、円滑かつ厳格な出入国審査等を高度な次元で実現し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、今後外国人旅行者が増大してもスムーズな入国が実現できるよう、入国審査場の風景を一変させます。

目指すべき将来像

<入国審査場（イメージ図）>

世界初の入国審査パッケージの導入



※外国人の出国時においても、入国時の指紋情報を活用し、自動化ゲートの利用によるスムーズな出国手続を実現

現状・課題および今後の対応

現状・課題

- 一層のインバウンド増加が見込まれ、出入国審査の更なる迅速化が必要。また、近年、世界で発生しているテロの状況を踏まえ、これまで以上に厳格な入国審査等の実施が必要。

今後の対応

○ 緊急にやるべき事項

- ・ **バイオカード導入**による入国審査待ち時間を活用した**個人識別情報の事前取得**
【本年10月より、関西・高松・那覇にて運用開始済、以降成田等12空港にも拡大】
- ・ 出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国時の手続を簡素化するための**プレクリアランス（事前確認）を早期に実現**
【2017年度以降の早期の運用開始を目指す】
- ・ **外国人の出国手続**において、入国時に提供された指紋情報を活用し、**自動化ゲートの利用を拡大**【速やかに検討】
- ・ **入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間**をインターネット上で公開【速やかに検討し、年内に結論】
- ・ 出発時の航空保安検査において、**先進的なボディスキャナーを導入**
【2016年度に成田・羽田・関西・中部・新千歳・福岡など8空港に導入し、2019年度までに主要空港へ順次導入拡大】

○ 中長期的に取り組む事項

- ・ 「信頼できる渡航者」として、ビジネス客のみならず、**外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現**【2020年までの実施を目指す】
- ・ 日本人の出帰国手続において、世界最高水準の顔認証技術を導入【2018年度以降早期の導入を目指す】